

■届出が必要な行為の規模は？（6町域の場合）

＜※市域については各市役所へお問合わせ下さい＞

行為の区分		景観重要区域【国道307号沿道、宇曾川・芹川沿い】	左記以外の地域
建築物	建 新・増・改築、移転	床面積が10㎡を超えるか、高さが5mを超えるもの ※へいの場合（高さ1.5m超または長さ10m超） ※建築物に設置する太陽光発電設備の場合（モジュール面積10㎡超）	高さ13m以上か、 4階建て以上のもの
	物 外観の変更（修繕、 模様替え、塗替え）	外観を変更する部分の面積が合計10㎡を超えるもの ※へいの場合（高さ1.5m超または長さ10m超）	高さ13m以上か、 4階建て以上のもの
工 作 物	新・増・改築、移転	高さが5mを超えるもの ※垣、さく、へい、擁壁類（高さ1.5m超または長さ10m超）	高さ13m以上のもの
	外観の変更（修繕、 模様替え、塗替え）	※汚水・廃水処理する施設（高さ1.5m超または面積100㎡超） ※平面型の太陽光発電設備（高さ1.5m超またはモジュール面積100㎡超） ※支柱型の太陽光発電設備（高さ5m超またはモジュール面積100㎡超）	
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他 土地の形質の変更		のり面の高さ1.5mを超えるもの または、のり面の長さ10m超かつ面積100㎡超のもの	/
木竹の伐採		木竹の高さが5mを超えるもの	
屋外における物件の堆積		高さが1.5mを超えるか、面積が100㎡を超えるもの	
水面の埋立てまたは干拓		のり面の高さ1.5m超または、のり面の長さ10m超かつ面積100㎡超のもの	

◆ご注意ください！

- 景観法第18条の規定により、届出をした日から**30日間**は行為に着手できません。（例外あり）
- 届出を怠った場合や、実際の行為が届出内容と異なる場合など、適切に届出がなされない場合、景観法第103条の規定により罰せられることがあります。（30万円以下の罰金）
- 届出の内容が、景観への配慮の基準から大きく逸脱する場合などには、景観法第16条第3項の規定による**勧告**または景観法第17条第1項の規定による**変更命令**の対象となる場合があります。

